

令和4年度に実施した政策評価の結果の令和5年度予算案等政策への反映状況

個人情報保護委員会における政策評価結果の政策への反映状況は、以下のとおりである。

1 事前評価

該当する施策なし

2 事後評価

目標管理型の政策評価を実施した政策（実績評価方式）

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策1】 特定個人情報の適正な取扱いの推進	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査や定期報告を通じた行政機関・地方公共団体に対する監視・監督を的確に行う等のため、令和5年度予算概算要求において178.0百万円を要求した（令和5年度決定額：175.1百万円） ・独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保するため、令和5年度予算概算要求において0.7百万円を要求した（令和5年度決定額：0.2百万円） <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会における特定個人情報の取扱いに関する監視・監督についての的確に評価するために、測定指標1を「特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会及びインシデント対応訓練について参考になったとする割合」に、測定指標2を「立入検査等の実施件数」に変更した。 ・保護評価の機能の更なる強化及び国民・住民からの信頼確保につなげるため、測定指標として、①「しきい値判断の結果変更（特定個人情報に関する重大事故の発生）により保護評価の再実施を行った機関数の割合」及び②全項目評価書の質の維持・向上」を追加するとともに、「地方公共団体等における安全管理措置の実施状況（これまでの「定期的な報告の分析等」から名称変更）」の内容に、保護評価の実施状況について報告を求める旨を盛り込んだ。また、「年度末時点における評価対象事務数」は上記指標の追加を踏まえ、削除した。

2	<p>【施策2】 個人情報に関する広報・啓発の推進</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>令和2年改正法及び令和3年改正法が円滑かつ適切に運用されるよう、民間事業者、国の行政機関等、地方公共団体及び国民に幅広く的確に改正法の内容を周知するため、また、消費者・生活者を始め、広く国民を対象に個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を積極的に展開するため、令和5年度予算概算要求において170.3百万円を要求した（令和5年度決定額：124.3百万円）</p> <p><事前分析表></p> <p>改正法の施行状況を踏まえ、達成すべき目標の一部を修正した。</p>
3	<p>【施策3】 個人情報に関する国際協力の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>DFFT推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握と情報発信、国境を越えた執行協力体制の強化のため、令和5年度予算概算要求において387.1百万円を要求した（令和5年度決定額：262.6百万円）</p> <p><事前分析表></p> <p>・委員会における個人情報に関する国際協力の推進についての的確に評価するために、達成すべき目標を「個人情報保護委員会の国際戦略」を踏まえて修正した。また、測定指標について、「国際会議や二国間の枠組みを活用した、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況」の名称を「外国当局との間の、また国際機関における、個人データの安全かつ円滑な国際流通に資する枠組みについての協議等の進展状況」に変更し、新たに「GPA、APP等 国際フォーラムでの個人情報取組の取組発信状況及び個人情報HP等における収集した情報の発信状況」及び「G7等の国際的枠組みを通じた外国当局との間の協力関係構築状況」を設定した。さらに、「既存の国際的な個人データ移転枠組みの運用及び事業者への支援等の状況」は上記指標の追加を踏まえ、削除した。</p>
4	<p>【施策4】 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>行政機関等及び事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督並びに令和2年改正法及び令和3年改正法の円滑な運用に向けた各種施策に取り組むため、令和5年度予算概算要求において348.5百万円を要求した（令和5年度決定額：252.0百万円）</p> <p><機構・定員要求></p>

				<p>令和3年改正法の全面施行により拡大する個人情報の取扱いに係る監視・監督業務の体制強化を要求し、機構の新設及び定員の増員が認められた。</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び行政機関等における個人情報等の取扱いに係る監視・監督権限の一元化を踏まえ、達成すべき目標を修正した。 ・測定指標について、委員会における個人情報の利活用に関する取組についての確に評価するため、測定指標2を「P P Cビジネスサポートデスクの相談対応件数」に変更するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督について評価するために、「行政機関等に対する実地調査の実施件数」「行政機関等における安全管理措置の実施状況」「事業者における安全管理措置の実施状況」を測定指標として追加した。また、令和2年改正法の施行に伴い、測定指標6の名称を「令和2年改正法の円滑な運用に関する取組」に変更した。
5	<p>【施策5】 個人情報に関する 広聴・相談</p>	<p>相当程度 進展あり</p>	<p>引き続き 推進</p>	<p><予算要求></p> <p>国民目線に立ち、よりきめ細やかで質の高い相談対応を推進するため、令和5年度予算概算要求において5.6百万円を要求した（令和5年度決定額：5.6百万円）</p> <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が、個人情報保護制度を一元的に所管することになったことを踏まえ、達成すべき目標を修正するとともに、新たに『個人情報保護法相談ダイヤル（公的部門）』の利用満足度を追加し、従来の『個人情報保護法相談ダイヤル』の利用満足度及び『個人情報保護法相談ダイヤル』の苦情あっせん解決率の各指標に「民間部門」と追記した。また、『マイナンバー苦情あっせん解決窓口』の利用満足度については、前年度の実績値を踏まえ、目標値を変更した。